

議第 37 号

下呂市乳児等通園支援事業の利用者負担額に関する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を利用する乳児又は幼児の保護者が負担する費用の額を定めるため、当該条例を制定するもの。

下呂市乳児等通園支援事業の利用者負担額に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第1項の規定により市が実施する下呂市乳児等通園支援事業（以下この条において「本事業」という。）において、本事業を利用する乳児又は幼児（以下次条において「利用児童」という。）の保護者から徴収する利用者負担額（以下「利用者負担額」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者負担額)

第2条 利用者負担額は、利用児童1人当たり1時間につき300円以内の額で、規則で定める額とする。

(利用者負担額の減免)

第3条 市長は、災害その他の理由により特に必要があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市乳児等通園支援事業の利用者負担額に関する条例要綱

1. 制定理由

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度。以下「事業」といいます。）を利用する乳児又は幼児の保護者が負担する費用の額を定めるため、当該条例を制定するものです。

2. 概要

（1）この条例の趣旨を規定しています。

（第1条関係）

（2）事業の利用者負担額は、利用児童1人当たり1時間につき300円以内の額で、規則で定めることとします

（第2条関係）

（3）市長は、災害その他の理由により特に必要があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができることとします。

（第3条関係）

（4）この条例は、令和8年4月1日から施行します。

（附則関係）